

第4次吉田町総合計画

後期基本計画

2011 → 2015

ダイジェスト版

人と人、心やすらぎ
健康で住みやすいまち
吉田町



平成 23 年 3 月

静岡県吉田町

第4次吉田町総合計画



総合計画とは

この計画は、地方自治法第2条第4項に基づき、吉田町の長期的な行政運営の方向を明らかにし、計画的な行政運営を進めるための指針となるもので、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成しています。

1 基本構想

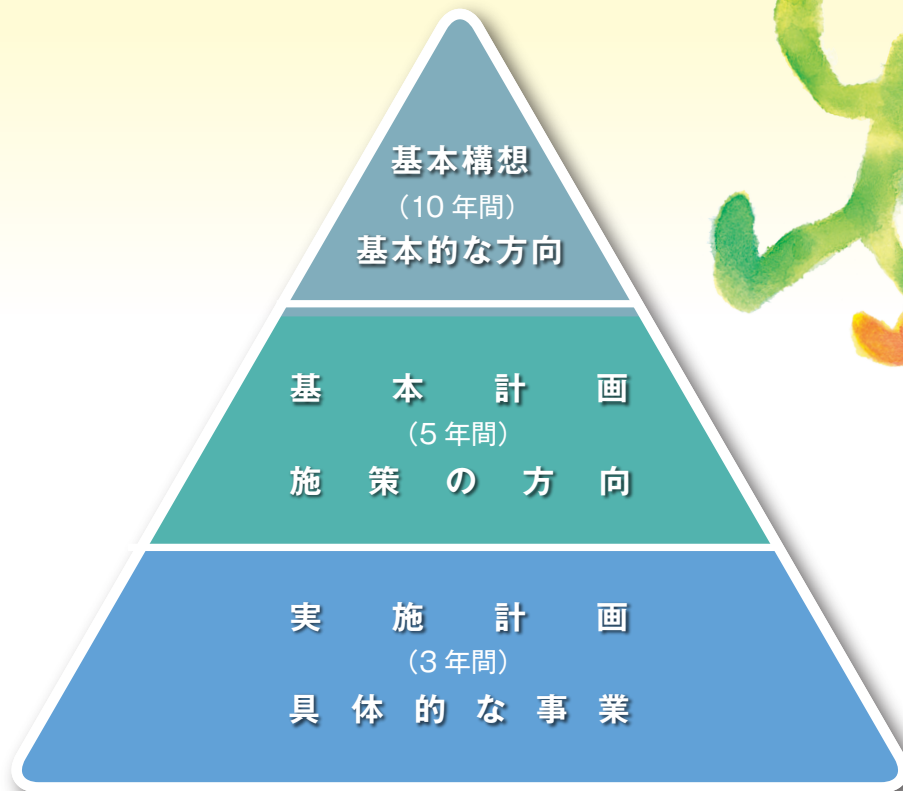
「基本構想」は、まちづくりの基本的な方向を示すものであり、目指すべき将来都市像やこれを実現するための施策の大綱などを明らかにしています。

2 基本計画

「基本計画」は、「基本構想」を実現するための施策の方向や具体的な施策を定めています。

3 実施計画

「実施計画」は、「基本計画」を実現するための具体的な事業について、財源の裏付けを持って定めるもので、計画期間を3年間とし、毎年ローリング(事業の実績及び計画策定後の社会経済・その他の情勢の変化に応じて修正、補正)を行います。





3つの基本理念



1 誰もが健やかで、安心して暮らせる快適なまちづくり

今後の少子化と高齢化の進展を踏まえ、誰もが「健康寿命」を延ばすことができ、元気な高齢者が子どもや青年などとともに、地域の中で活躍できる「地域福祉社会」となるような「まちづくり」を目指します。

2 心豊かな人を育み生かすまちづくり

世代や国籍、性別や地域などを越えた人と人との交流やふれあいを通じて豊かな人間性を育み、生涯にわたる学習やスポーツ活動を通じて心身の健康を保っていけるような「まちづくり」を目指します。

3 地域の特性を生かした、産業と都市機能が充実したまちづくり

吉田町に住んでよかったと思えるような生活環境のもと、活発な経済活動を展開して物心両面の豊かさを実感できるような「まちづくり」を目指します。



将来都市像

人と人、心やすらぎ 健康で住みやすいまち 吉田町



1

健康・福祉 ～健康でいきいき暮らせるまちづくり～

節	分野
1 誰もが健やかに暮らせる社会を実現する	① 健康づくり ② 医療
2 支えあい、ともに暮らせる社会を実現する	① 地域福祉 ② 社会保障(国民年金・国民健康保険・介護保険・生活保護)
3 子どもが健やかに育つ環境をつくる	① 子育て支援
4 誰もが暮らしやすい環境をつくる	① 高齢者福祉 ② 障害者(児)福祉

2

生活環境 ～安全で安心、快適なまちづくり～

節	分野
1 安全で安心して暮らせるまちづくりを進める	① 地震・防災対策 ② 治山治水対策 ③ 交通安全対策 ④ くらし安全 ⑤ 消防・救急
2 水環境の保全に取り組む	① 上水道 ② 下水道・浄化槽・し尿処理
3 地球にやさしい循環型社会を構築する	① 環境衛生 ② ごみ減量・リサイクル ③ 地球温暖化防止対策 ④ 環境学習・環境教育

3

教育・文化・交流 ～心豊かな人を育むまちづくり～

節	分野
1 次代を担う人づくりを進める	① 幼児教育 ② 学校教育 ③ 地域教育 ④ 青少年健全育成
2 心を豊かにする交流を活発化する	① 多文化共生 ② 都市間交流 ③ コミュニティ
3 心身の健康を保つ活動を推進する	① 生涯学習 ② スポーツ・レクリエーション
4 歴史を継承し魅力ある文化を育む	① 芸術文化・文化財



重点化の方向

【子どもを産みやすく育てやすい環境整備】

- 少子化への対策として、子どもを産みやすく、そして育てやすい環境を整備します。特に、15歳未満の子どもがいる家庭への支援体制の充実を図ります。

【高齢者の健康維持と社会参加しやすい環境整備】

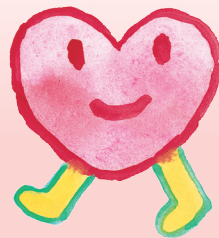
- 高齢者の健康を保つための施策を実施します。
- 高齢者が社会参加しやすい外出環境を整備します。

【悩みを打ち明けやすく、周囲が手を差し伸べやすい環境整備】

- みんなが助け合う社会を目指し、弱者やハンデを持った方が悩みを打ち明けやすく、周囲が手を差し伸べやすい環境を整備します。

【医療体制の充実】

- 広域連携による医療体制を整備し、住民が安心して暮らせる医療環境を整備します。



重点化の方向

【災害に強く、住民が安心して暮らせる基盤整備】

- 東海地震に備えた災害対策を強化します。
- ゲリラ豪雨に伴う中小河川の氾濫による冠水被害等を解消するための治水対策を実施します。



重点化の方向

【町の将来を担う子どもたちの学力向上に向けた教育環境の充実】

- 子どもたちが学校において効果的に、集中して勉強に取り組める環境を整備するとともに、すべての子どもの学力向上が図られる環境を整備します。



施策の大綱

4

都市整備

～自然と調和した、人にやさしいまちづくり～

節	分野
1 地域の特性に応じた良好な住環境を実現する	① 土地利用 ② 住環境
2 安全で利便性の高い交通環境をつくる	① 道路交通網 ② 生活交通
3 自然豊かな憩いの場を創出する	① 公園・緑地・水辺

5

産業振興

～魅力ある産業を振興し、活力あふれるまちづくり～

節	分野
1 地域産業を育成・支援する	① 農業 ② 漁業 ③ 商工業 ④ 観光
2 新産業を育成・支援する	① 新産業 ② 企業誘致
3 就業対策を充実する	① 就業対策

6

基本計画推進に向けて

～まちづくり計画の推進～

節	項	分野
1 自律型行財政運営に基づくまちづくり	1 効率的な行財政運営を推進する	① 行財政
2 住民との協働によるまちづくり	1 住民に開かれた行政を推進する	① 高度情報化 ② 情報公開 ③ 広報・広聴
	2 一人ひとりが高い意識を持つ	① 住民参画
	3 ともに生きる地域を実現する	① 男女共同参画・人権尊重 ② ユニバーサルデザイン

重点化の方向

【幹線道路の早期形成と調和のとれた土地利用の誘導】

- 新たな交通軸の早期形成を図るとともに、その新たな形成により、町の中心部が空洞化することのない調和のとれた適正な土地利用の誘導を推進します。



【地の利を生かした産業振興】

- 豊富な水資源の活用を図るとともに、インターチェンジを生かした企業誘致を進めます。

【既存資源の充実による観光振興】

- 静岡県計画(空港ティーガーデンシティ構想)と連携を図りつつ、小山城周辺及び吉田公園を拠点として、大規模イベントが開催できる環境を整えるほか、新たな観光資源を開発します。



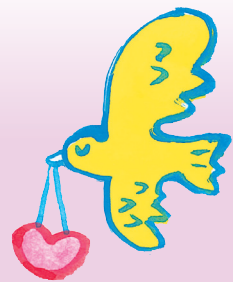
重点化の方向

【住民に信頼される行政運営】

- 行政の透明性・利便性を確保するとともに、恣意的な行政運営ができないような仕組みを確立します。

【住民参画を基調としたまちづくり】

- これまでの行政主導のまちづくりから、住民目線のまちづくりへの転換を図ります。



重点化の方向

* 詳しい内容については、総合計画書に掲載しています。

総合計画書の設置場所：庁舎ロビー内「情報公開コーナー」・吉田町立図書館

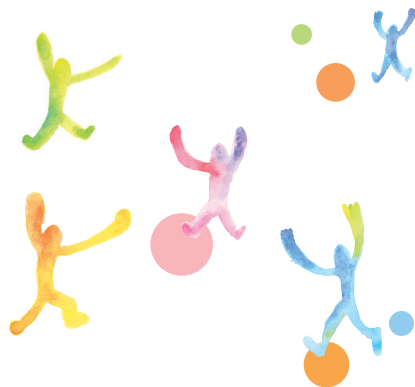
吉田町ホームページ <http://www.town.yoshida.shizuoka.jp>



吉 田 町 民 憲 章

わたくしたちは、美しい駿河湾にのぞむ、豊かな自然に恵まれた、吉田町の町民であることに誇りを持ち、明るく、活力ある町づくりをめざして、この憲章を定めます。

- 1 水と緑に恵まれた自然を愛し、住みよい町をつくります。
- 1 心と体をきたえ、健康で安心して暮らせる町をつくります。
- 1 働くことによるこびをもち、活気あふれる町をつくります。
- 1 互いに学びあい、教養を深め、高い文化の町をつくります。
- 1 思いやりをもち、あたたかい心のかよう町をつくります。



第4次吉田町総合計画 後期基本計画

静岡県吉田町

● 問合せ先 企画課◎企画調整部門 電話 0548-33-2135